

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成22年度上半期分）

(府省名：宮内庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財団大届通知の根拠区分	備考
プロパンガス	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 櫻井 保 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成22年4月1日	烏山運通株式会社 栃木県那須烏山市金井2丁目20番10号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	2,632,482	—	—	当場に設置されているプロパンガスの計量器および調整器が同社所有であるため、プロパンガスの供給を受けられる業者が同社のみであるため。	二(ロ)	単価契約 (契約金額は予定総額)
産業廃棄物(動物性残渣、動物死体)収集・運搬業務委託	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 櫻井 保 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成22年4月1日	富士化学株式会社 東京都西多摩郡瑞穂町二本木433-2	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	3,276,000	—	—	当場の事業において排出される産業廃棄物(動物性残渣・動物死体)について、栃木県産業廃棄物対策課一部廃棄物担当及び栃木県産業廃棄物協会に調査した結果、関係法令に基づき適正に収集・運搬し、最終処分まで行える業者は全国でも数社しかなく、関東地区では同社のみであるため。	二(ハ)	単価契約 (契約金額は予定総額)
中形菊焼残月	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	①株式会社成屋 東京都港区赤坂4-9-22 ②株式会社清月堂本店 東京都中央区銀座7-16-15 ③株式会社花園方頭 東京都新宿区新宿5-16-15	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	14,340,620	13,945,960	97.2%	—	菊焼残月は春・秋に表彰される観覧者等へ贈られるものである。本製品の特殊性を考慮すると、確実な製造と安定した納品が不可欠である。これらを検討し、市場調査を行った結果、製品の納入が多量になる場合は1社では製造が不可能であること。また、不測の事態が生じた場合の対応を考慮した結果、製品調達を確実にできる業者は3社のみであった。今回契約する3社は本年にわたり、確実な納入実績を有しており、充分な信頼性をそなえているため。	二(ホ)	単価契約 (契約金額は3社合計の予定総額)
盛花他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	株式会社花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,617,713	3,617,713	100%	—	宮中の招宴において卓上飾る盛花は、行事の性格上と宮殿という場所の特殊性から高水準のものでなくてはならない。国産晩桜等の大きな行事では、様々な大きさの盛花を多数生け込み、卓上に配置するため、その技術力ももちろんのこと、花材については季節、賞格、場所等に配慮した良良の物を用意できる業者でなければならない。同社は、卓上飾る盛花の生け込みに精通しており、また、宮殿使用開始以来41年間の経験と実績を有し、充分な信頼性を備えている。	二(ホ)	単価契約 (契約金額は予定総額)
配膳人の供給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	①株式会社趣町配せん人紹介所 東京都千代田区麹町4-4-4 ②株式会社東邦サービス 埼玉県戸田市本町1-3-3 ③株式会社西東京スタッフ 東京都西東京市南町4-4-2-303	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	16,783,783	16,783,783	100%	—	宮中で催される様々な配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部に委託している。特に晩餐、午餐等の機遇は、伝統に基づいた格調高い儀式であるため、配膳にも長年の経験と技術が必要となる。この3社は30数年、宮中の様々な配膳業務を経験した配膳方法にも熟知しており、安心して仕事を任せられる充分な信頼性を備えている。なお、大人数の行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには一社では困難なため3社と契約した。	二(ハ)	単価契約 (契約金額は3社合計の予定総額)
発注者支援データベースシステムのアクセス検索料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセフンスアベニュービル	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	4,286,100	4,286,100	100%	—	公共工事の発注をめぐり、入札・契約手続きにおける不正行為の防止、建設市場の国際化への対応などの社会的要請を背景に、平成5年12月21日の中央建設業審議会(建設大臣の諮問機関)により、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられ、この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価しうる工事実績情報等のデータベース整備の必要性が求められた。これを受け、旧建設省の発注で広く建設情報を蓄積している(財)日本建設情報総合センター(JAGIC・ジャック)が公益法人という立場で、工事実績情報等のデータベースを構築し、各発注機関へ情報提供を行うこととなった。このデータベースのうち、工事実績情報を取りまとめたものが「FORINS(コリンズ;工事実績情報サービス)」・測量調査設計業務を取りまとめたものが「TEORIS(テクリス;測量調査設計業務実績情報サービス)」である。また、FORINS情報と財団法人建設業技術センターが提供する企業情報を一体的に検索できるシステム「JGIS(ジェイジス;心情報サービス)」にて、建設業法第26条第3項に定められている監理技術者及び主任技術者の適正配置の確認、徹底を図ることができ、以上の「FORINS」、「TEORIS」及び「JGIS」各情報サービスの提供は、(財)日本建設情報総合センターのみで行っているため。	二(ハ)	
須崎御用邸温泉需給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	下田温泉株式会社 静岡県下田市西本郷一丁目7番17号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	2,912,285	2,912,285	100%	—	本件は、温泉受入口まで引湯を行わせるものである。須崎御用邸が所在する地域における温泉供給の業務は、下田温泉のみが行っており、同社は須崎御用邸へ引湯を行うことのできる設備を持っている。このため、同社は安定して当該御用邸に引湯を行うことが出来る唯一の業者であるため。	二(ニ)	単価契約 (契約金額は予定総額)
宮殿特高受変電設備その他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	7,875,000	—	—	本業務は、皇居内設備管制所に設置されている特別高圧受変電設備と皇居内各変電所と設備管制所間に設置されている電力監視設備の保守点検を行うものである。当該設備は、皇居内各所への安定した電力供給、皇居内各変電所と設備管制所間の電力使用量や設備機器の動作状況の監視上最も重要な設備である。当該受変電設備を構成する主要変換機器や電力監視設備の運用、計測等は信号をソフトウェアでまとめ、グラフィックパネルや監視表示器等へ出力することで行っており、これらにかかる機器は全て東芝独自のものであり、製造者の設計による独自の設計であるため、機器を設計・製造したものの他に保守点検を任せられる場合、当該設備に著しい支障が生じる恐れがある。東芝は、当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
宮殿ほか空調用自動制御装置保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	13,440,000	—	—	本件は、宮殿、御所、宮内庁庁舎及び宮内庁病院に設置されている空調用自動制御装置の保守点検を行うものである。当該設備は建築物の空調・給湯設備運転監視における自動制御機器であり、重要な施設に設置されているため、故障等の不具合によって機能が阻害された場合、その被害と影響は多大なものとなる。従って、本業務においては、当該設備に対して高度の保守管理技術を有し、故障等が発生した場合における適切な対応能力と修理能力を有する業者を選定することが求められる。また、当該設備は、製造者が中央監視設備、通信方式、システムの制御等、当庁の運転監視環境に合わせて設計した独自の高い設備であり、設計・製造したものの以外に保守点検を任せられた場合、空調・給湯設備が正常に動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。山武は当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
インターネット接続の運用業務1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング	会計法第29条の3第4項 (競争に付することが不利と認められる場合)	14,971,950	14,971,950	100%	—	本件は、品質の高いセキュリティが求められるところ、同社は初期設定業務から運用を行っており、これまで特段の問題が発生した事例がなく、安定した運用が見込まれるため、また、同社以外の者が運用する場合、各種設定変更における初期工事費の発生及び運用停止期間等における業務上の支障があることから。	③ロ	
カラー写真用自動現像装置保守1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	N&Fテクノサービス株式会社 東京都品川区西五反田3-6-32	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,378,461	1,378,461	100%	—	カラー写真用自動現像装置を平成19年12月から購入しているところ、製造メーカーの保守部門を引き継いでいるN&Fテクノサービス株式会社以外に保守点検をさせた場合、機器使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。	二(ハ)	
新聞の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第18号(事業協同組合等の設置育成のためこれらの方から直接に物件を買い入れるとき)	5,534,616	5,534,616	100%	—	同組合は、中小企業協同組合法の規定に基づき設立された組合であり、宮内庁所在地の新聞指定取扱店である。このことから、当該事業協同組合の保護育成のため、直接当該物件を購入する。	二(ニ)	単価契約 (契約金額は予定総額)
テレビ放送受信料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,231,755	3,231,755	100%	—	当該テレビ放送は、同協会のみにて提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払義務があるため。	イ(イ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした計数大数以上の根拠区分	備考
宮内庁における郵便の業務(借書に係るものであって料金を後納するもの)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	郵便事業株式会社 東京都中央区銀座8-20-26	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	-	3,572,228	-	-	郵便法及び民間事業者による借書の送達に関する法律の規定する郵便及び借書の送達が可能なる事業者は、郵便事業株式会社のみ(競争を許さないため)	二(ハ)	単価契約(契約金額は郵便約款による予定総額)
生け花の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月1日	①株式会社花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2 ②株式会社日比谷花壇 東京都千代田区内幸町1-1-1	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	6,236,936	6,166,836	98.9%	-	諸儀式に使用される生け花は高水準のものでなくてはならない。諸儀式等は年間140件程あり、調達数量が多くなる場合にも、当庁の要望に迅速かつ的確に応えられる業者を選定する必要がある。また、業者による不測の事態が生じた場合でも、諸儀式等の執行を確実にするため、2社と契約を結ぶ必要がある。以上をふまえて市場価格調査を行った結果、有利な価格で調達ができ、当庁41年間の生け花実績を有し信頼がおける同社と契約した。	二(ホ)	単価契約(契約金額は2社合計の予定総額)
京都御所第5号建物(御文庫)本瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成22年4月1日	株式会社大滝工務店 京都府舞鶴市宇南田辺126番地の5	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	(非公表)	11,025,000	-	-	京都御所第5号建物(御文庫)は経年による腐食、破損が著しいため、全面的な屋根の葺替を行うとともに、外壁及び建具等の整備工事を2ヵ年計画で実施している。本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
京都御所御拝道廊下ほか椀皮葺屋根葺替に伴うその他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成22年4月1日	松井建設株式会社大阪支店 大阪府北區紅梅町2番18号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	(非公表)	38,325,000	-	-	京都御所御拝道廊下ほかは経年による腐食、破損が著しいため、全面的な屋根の葺替を行うとともに、外壁及び建具等の整備工事を2ヵ年計画で実施している。本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
京都御所御拝道廊下ほか椀皮葺屋根葺替第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成22年4月1日	谷上社寺工業株式会社 和歌山県橋本市向副111番地の1	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	(非公表)	87,150,000	-	-	京都御所御拝道廊下ほかは経年による腐食、破損が著しいため、全面的な屋根の葺替を行うとともに、外壁及び建具等の整備工事を2ヵ年計画で実施している。本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
列車借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月12日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都台東区上野7-1-1	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第8号(運送又は保管をさせるとき)	3,312,960	3,312,960	100%	-	外交回牧場接待は、皇室の国際親善の一環として、毎年、春季又は秋季に本邦駐在の各国大使等を栃木県塩谷郡高根沢町及び牛久保牧場に招待するものである。接待の日程は、当日の朝に集合場所である皇居とする。御料牧場に到着後に施設の紹介及び午飯等を行い、その日の夕方皇居まで戻ってくるものである。この日程を円滑に遂行する上で、安全かつ正確な輸送機関が確保されること、また、後述で移動する際、御料牧場に最も近い在来線駅はJR東線幸町駅となるが、当該駅へ最も早く到着することが可能であり、なおかつ皇居から最も近い在来線駅はJR東線上野駅となることから、当該区間(JR東線野郎〜幸町駅)を利用することとなる。当該区間を直通運転している鉄道会社は東日本旅客鉄道株式会社のみであるため。	二(二)	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月13日	東海旅客鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第8号(運送又は保管をさせるとき)	871,680	871,680	100%	-	皇太子殿下の奈良県行啓に際し、新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。	二(二)	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年4月16日	株式会社JTB法人東京本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1新帯パークタワー27階	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第8号(運送又は保管をさせるとき)	2,514,360	2,514,360	100%	-	皇族の外國訪問における航空機の座席借り上げについては、警備上の要請による措置、事前公表がなされない措置、行啓の時間及び場所との関連性等を考慮する必要がある。本件について、これらに条件に付することができ、海外事件に精通し、支援体制を整備した十分信頼を置く業者に対し同じ条件の下に見積書を徴収したところ、最も安価な価格を提示した同社を契約の相手方に選定した。	二(二)	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年5月11日	富士屋ホテル株式会社 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256-1	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,250,000	1,250,000	100%	-	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行啓日程を勘案し、行啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	口	
宮内庁情報ネットワークシステム(京都事務所業務課・管理課)機器移設・設定作業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年5月25日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-115	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,598,625	1,598,625	100%	-	等業務は、宮内庁京都事務所改修工事完了に伴う事務所一時移転先から新事務所への機器移設・設定作業で、同社は平成10年度に構築された宮内庁ネットワークシステムを始めとする関連システム機器の設計・構築に携わり、ネットワーク全体の構築意図及び運用システム等を熟知している唯一の業者であり、同社が本事業を行うことで、リスクを回避することができるとする。	二(ハ)	
皇太子殿下スウェーデン国御訪問に関わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年5月28日	株式会社日本航空インターナショナル 東京都品川区東品川2-4-11	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,552,413	1,552,413	100%	-	皇太子殿下スウェーデン国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務(ケラド/ハンドリング)においては防衛省と要請者が行うこととなっており、機内支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ担って執行することとなっている。防衛省では機内支援、ランプ業務、整備支援業務を株式会社日本航空インターナショナルに業務委託しているが、要請者(宮内庁)が業務分担と異なる部分についても同省が業務委託している業務と一体となって執行する必要があるため。	二(二)	
高円宮邸改修工事に伴う実施設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年5月31日	株式会社内井建築設計事務所 東京都品川区上大崎4丁目5番26号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	15,340,500	15,225,000	99.2%	-	本業務は、高円宮邸改修工事に伴う実施設計を行う業務で、平成21年度に行った「高円宮邸改修工事に伴う基本設計業務」の成果物を利用するものであり、内井建築設計事務所はその成果物の著作権を有している。また、基本設計で構築された設計意図は基本設計を実施した業者固有のものであり、他の業者が設計意図を把握することが困難であるため、基本設計と実施設計は密接不可分の関係にある。したがって、基本設計を実施した業者に本業務を設計させることは、迅速、かつ、的確に業務を遂行できる。内井建築設計事務所は、高円宮邸改修工事に伴う基本設計業務を行っていることから、本業務の意図を十分理解し、さらに高円宮邸改修時及び増築時の内設計を行っており、本建築物の設計主旨や意匠を十分理解し、施設・構造を全体的に精通しているとともに御使用形態等、本建物に関する一切を熟知し、業務内容を最も把握し、業務目的を的確に履行できる確かな実績を有する唯一の業者であるため。	二(ハ)	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月7日	株式会社岐阜卓ランドホテル 岐阜市長良648番地	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,275,000	1,275,000	100%	-	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行啓日程を勘案し、行啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	口	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月7日	東海旅客鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第8号(運送又は保管をさせるとき)	913,920	913,920	100%	-	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。	二(二)	
工芸「漆皮箱」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月8日	北村 謙一 奈良市西包永町3	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,589,033	1,585,689	99.8%	-	修理品は、飛鳥〜奈良時代に製作された伝世文化財の中で最も古い作品群の一つであり、伝存自体が希有なものである。当該修理事業に当たっては、同時代の作品の修理実績に加え、漆工芸作品における高次元知識、技術が要求されること、正倉院宝物「漆皮箱」の修理を手がける等、卓越した伝統保存修理技術を有している同人以外に本事業は行えないため。	二(ホ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした附随大目録上の掲載区分	備考
正倉院正倉整備に関する実施設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁長官事務所長 北 啓太 東京都港区都市上区京都市御苑3	平成22年6月10日	財団法人文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-3-2-15	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	20,916,000	20,685,000	98.9%	—	本業務は、正倉院正倉整備工事に関する実施設計業務を行うもので、国宝建造物の保存修理工事に伴う技術的難度の高い特殊な業務である。今回の業務は、基本設計において得られた成果品を基に、設計者の知識・経験・技術力等を継承させて質の高い設計成果を求めることが必要であり、そのため基本設計と実施設計は連続する一体のものとしてとらえ同一設計者によって進めていくことが重要である。正倉院正倉整備工事を行うにあたり、「正倉院正倉整備に関する懇談会」をこれまで6回開催されていることより、基本設計業務において同懇談会において委員の意見を反映させながら進めてきた。さらに実施設計業務についても、今後開催を予定している懇談会において、基本設計を踏まえた意見を反映させ、意見を述べていく必要がある。懇談会の名義からも、基本設計業務を受注したものと引き続き実施設計業務を行っている事が業務の成功に繋がることから、同一の設計者で進めていくべきであるという意見を頂いている。プロポーザルで特定された当該設計者は、基本設計業務で得られた成果からみても、実施設計業務の実施において他の設計者では代替する事ができない知識・経験と高い技術力を有している設計者である。基本設計業務を受注した「公益財団法人 文化財建造物保存技術協会(以下、「文建協」を略す。))は、全国で約190人しかいない文化財建造物修理主任技術者のうち、100人以上を有する。文化財の修理設計を行う組織としてはトップレベルの技術集団であるため。	二(ハ)	
航空機座席借上外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月11日	株式会社JTBグローバルマーケティング トラベル 東京都品川区東品川2-3-11	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,153,980	3,153,980	100%	—	本件皇族御旅行(非公式)については、皇族陛下の旅行諸手配をする団体が、同社に一括依頼しており、当庁から随従する職員の航空機座席及び宿泊施設の借り上げについても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。	二(ニ)	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月11日	株式会社PTSTRトラベルナビ池袋西武店 東京都豊島区南池袋1-28-1西武池袋本店9階	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第8号(運送又は保管をさせるとき)	2,145,350	2,145,350	100%	—	皇族の外訪御訪問における航空機の座席借り上げについては、警備上の要請による措置、事前公表がなされない措置、行事の時間及び場所との関係性等を考慮する必要がある。本件について、これらの条件に反することができ、海外事情に精通し、支援体制を整備された十分信頼に値する業者に対し同じ条件の下に見積書を徴収したところ、最も安価な価格を提示した同社を契約の相手方に選定した。	二(ニ)	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月18日	株式会社PTSTRトラベルナビ池袋西武店 東京都豊島区南池袋1-28-1西武池袋本店9階	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第8号(運送又は保管をさせるとき)	11,899,150	11,899,150	100%	—	皇族の外訪御訪問における航空機の座席借り上げについては、警備上の要請による措置、事前公表がなされない措置、行事の時間及び場所との関係性等を考慮する必要がある。本件について、これらの条件に反することができ、海外事情に精通し、支援体制を整備された十分信頼に値する業者に対し同じ条件の下に見積書を徴収したところ、最も安価な価格を提示した同社を契約の相手方に選定した。	二(ニ)	
宮殿豊明殿ほか保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月22日	鹿島建設株式会社東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	22,806,000	22,575,000	99.0%	—	本工事は、宮殿豊明殿(ハルニ-手摺取替、蒸気減圧弁取替、熱交換器改修、空調機活性炭取替)、設備管理所(整備庫、真空吸引ポンプ更新)、東里下廊下職員手洗所(照明及び衛生器具取替)整備を行う工事である。宮殿は、国行為である新年祝賀の備えを始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建築物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建築業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が優れる業者と継続している共同企業体5社(株式会社 鹿島建設、鹿島建設、大成建設、㈱竹中工務店)と協議契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。鹿島建設は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月22日	日本環境安全事業株式会社 東京都港区芝一丁目7番17号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,644,202	3,644,200	99.9%	—	本業務は、宮殿設備管理所内の倉庫に保管されているポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物を日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。))のPCB処理施設で処理を行うものである。当該施設は、環境省の定めた「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき整備された施設であり、PCB廃棄物の処理ができる施設として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の都道府県知事等の許可を受けているのは、現在JESCOの施設のみであるため。	イ(ニ)	
航空機座席借上外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月24日	株式会社JTB法人東京本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1新館パークタワー27階	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,310,490	1,310,490	100%	—	本件皇族御旅行(非公式)については、同行する団体が皇族陛下を始めとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随従する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。	二(ニ)	
宮殿正殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年6月30日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	16,275,000	—	—	本工事は、正殿ブラインドシャッター改修、正殿機械室熱交換機改修及び空調機活性炭取替を行う工事である。宮殿は、国行為である新年祝賀の備えを始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建築物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建築業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が優れる業者と継続している共同企業体5社(株式会社 鹿島建設、鹿島建設、大成建設、㈱竹中工務店)と協議契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。㈱竹中工務店は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
白葡萄酒コップ他の製造(7種類、240点)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年7月13日	カガミクリスタル株式会社 茨城県鹿嶋市崎向陽台4丁目5番地	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	5,077,800	5,077,800	100%	—	今回調達するグラス類は、天皇皇后両陛下が御所へ外国の賓客や国内の要人を招いて午餐や晩餐等に使用するためのワイングラス等である。これらの食器の選定に当たり求められることは、他の食器(陶磁器、銀器等)とも一体として調和するものである。また、近代的で格調高く、かつ国内において屈指の技術によって製造された高い品質を有するものでなければならない。かつ、技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(株式会社 鹿島建設、鹿島建設、大成建設、㈱竹中工務店)と協議契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。㈱竹中工務店は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。	二(ホ)	
東宮御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年7月20日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	4,411,050	4,410,000	99.9%	—	東宮御所各所修繕工事は、各種望望事項に対する改修及び経年劣化に対する修繕を行うものである。東宮御所私室における工事は、御留守中の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、既存施設との意匠の整合性が確保される場所であり、この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。清水建設は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に關し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
室料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年7月22日	株式会社ラグナガーデンホテル 沖縄県宜野湾市真志喜4-1-1	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	815,000	815,000	100%	—	皇太子陛下の沖縄県行啓に際し、陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行啓先の都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	ロ	
御所機械設備更新ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年7月23日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南2丁目15番2号	会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	114,765,000	113,400,000	98.8%	—	本工事は、御所外機械庫に設置の空調機と設備(直達式吸気冷凍水機、空調用ポンプ)及び関連設備の経年劣化による更新並びにエレベーターの更新、大広間エレベーターの修繕等を実施するものである。本工事は、御所内の御生活において重要な設備である空調設備の更新等を行うことから、限られた期間の中、御生活への影響を最小限にとどめるよう、機能停止・試運転調整及び機能復旧と並行に計画しうえ、工事を行う必要がある。施工にあたっては、予定されている短期御留守を利用し、集中的に工事を行うもの、すべてを御留守期間中に完成させることが困難であるため、その前後の御在殿においても配管工事等を行う必要がある。また、御留守中の工事において御留守の間に、毎回すべての機能を一時停止させることが必要であることから、より確かな工程管理と作業の効率的な確保とを求めたことである。以上のこと、当該工事は、御所内の御生活への影響を最小とするため、限られた時間内に既存システムとの整合性を確保し、安全性や機能性を損なうことなく確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を有する施工者に施工させる必要がある。大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。	二(ハ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした計画的な選定上の根拠区分	備考
三笠宮邸客用洗手间改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田 1-1	平成22年8月16日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂 1丁目 1番 1号	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	5,084,100	5,071,500	99.8%	—	三笠宮邸客用洗手间改修ほか工事は、三笠宮邸公室棟の客用洗手间経年劣化に伴う改修及び私室棟のテレビ共同受播設備等の設備改修を行うものである。施行場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であるため、白々の御生活及び御公務(実務推進)等に影響を生じないように、御留守中等の限られた期間内の工事施工を優先的に計画すると同時に、御在殿中作業については作業・臭気などに厳格な管理を求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。株式会社竹中工務店は、当該施設の新築及び大規模な改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全、円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
宮殿長和殿係全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田 1-1	平成22年8月24日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目 2番 3号	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	21,672,000	21,525,000	99.3%	—	本工事は、宮殿長和殿整備(南淵絨毯敷替、南車寄ブロンズパネル取替、南車寄敷石補修、中庭口男子便所改修、熱交換器改修、空調機活性炭取替)を行う工事である。宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めるとする皇室の主な行事が行われる場であり、その運営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同運営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建築物であることから、運営工事の優美性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。清水建設㈱は、本工事中における責任区分の範囲において、宮殿運営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田 1-1	平成22年9月13日	株式会社ニューオータニ 千葉県美浜区ひび野2-120-3	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,300,000	1,300,000	100%	—	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	□	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田 1-1	平成22年9月13日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目 2番 2号	会計法第 29 条の 3 第 5 項及び 予算決算及び会計令第 9 条第 8 号(運送又は保管をさせるとき)	1,403,840	1,403,840	100%	—	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり列車の座席を借り上げたもの。御利用区間で列車を運行する会社は同社以外にないため。	二(ニ)	
高円宮邸改修工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田 1-1	平成22年9月24日	株式会社内井建築設計事務所 東京都品川区上大崎 4丁目 5番 26号	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	15,897,000	15,855,000	99.7%	—	本業務は、高円宮邸改修工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成21年度から平成22年度にかけて株式会社内井建築設計事務所が行った設計業務(高円宮邸改修工事に伴う設計業務)の内容を踏まえて実施するものである。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要があり、実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にあるため。	二(ハ)	
電気料金(本庁分)		長期継続契約	東京電力㈱	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		20,665,566	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
ガス料金(本庁分)		長期継続契約	東京ガス㈱ 東京都港区海岸1-5-20	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		31,132,904	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
水道料金(本庁分)		長期継続契約	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		41,973,154	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
水道料金(埼玉鴨場)		長期継続契約	越谷・松伏水道企業団 埼玉県越谷市越ヶ谷3丁目5番22号	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		753,845	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
電話料金及び情報通信サービス		長期継続契約	東日本電信電話㈱ 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		1,860,087	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
電話料金及び情報通信サービス		長期継続契約	西日本電信電話㈱	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		2,892,484	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
国際電話料金及び携帯電話料金		長期継続契約	KDDI ㈱	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		1,443,912	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
国際電話料金及び情報通信サービス		長期継続契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		7,133,514	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
霞が関WAN利用料金		長期継続契約	(社)行政情報システム研究所 東京都千代田区日比谷公園1-3	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		8,429,400	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ハ)	契約金額は4月～9月支出実績
電気料金(牧場分)		長期継続契約	東京電力㈱	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		1,802,294	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
電気料金(京都分)		長期継続契約	関西電力㈱京都営業所	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		1,195,728	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績
水道料金(京都分)		長期継続契約	京都市公営企業管理者上下水道局 京都市上京区九条町通智恵光院下主税町1120	会計法第 29 条の 3 第 4 項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合)		1,332,476	—	—	予算決算及び会計令第 102 条の 2 に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額は4月～9月支出実績